

百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号及び第十四号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

百二十五条の二第一項に係る部分に限る。）、第九号及び第十号に掲げる罪に係る前条の罪の未遂は、罰する。

(犯罪収益等の没収等)  
十三条（略）

五条 第二条第一項第十号に掲げる罪に係る同条の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

第十三条（略）

(略)  
前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産（財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第三十一号、第三十三号、第四十四号、第五十五号、第六十号、第六十六号若しくは第六十八号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは处分に基づき得た財産をいう。以下同じ。）であるときは、これを没収することができない。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

四  
三  
二  
一  
（刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三条  
（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪  
刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金  
取得等）又は第二百二十七条第四項後段（収受者身  
の代金取得等）の罪  
出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに關す  
る法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条第

（一項後段（高金利の受領）第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領の脱法行為）の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

（海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

（略）

(検察官の処分)  
第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若

355

(検察官の処分)  
第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若